

令和 8 年度博多港整備効果検討業務

仕 様 書

令和 8 年 9 月

国土交通省九州地方整備局

博多港湾・空港整備事務所

1. 業務概要

本業務は、博多港アイランドシティ地区国際海上コンテナターミナル整備事業の整備効果の検討を行うものである。

2. 履行期間

契約締結日から令和9年2月5日までとする。

3. 業務内容

業 務 名 称	業 務 内 容	単位	数量	摘 要
整備効果資料作成 成果物	需要の推計	式	1	
	便益の計測	式	1	
	費用便益分析の計算	式	1	
	業務完成図書作成	式	1	

4. 提供資料

令和7年度 博多港湾・空港整備事務所管内港湾施設整備効果調査 報告書（本業務の該当部分）

5. 業務仕様

5-1 総則

「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」（国土交通省港湾局 令和6年6月）及び「港湾投資の評価に関する解説書 2011」（みなと総合研究財団 平成23年7月）の定めによるものとする。

5-2 整備効果検討

（1）需要の推計

博多港アイランドシティ地区国際海上コンテナターミナル整備事業の残事業便益の計測に必要な需要の推計を行う。推計にあたっては、推計方法及び根拠を整理し、設定された需要予測の目標年における港湾取扱貨物量等を最新のデータを用いて推計するものとする。なお、需要の推計方法については、当局職員と協議するものとする。

（2）便益の計測

博多港アイランドシティ地区国際海上コンテナターミナル整備事業の残事業便益の計測を行う。計測にあたっては、5-2（1）の結果を基に目標年を対象に便益の計測を行うものとする。なお、便益の計測方法については、当局職員と協議するものとする。

(3) 費用便益分析の計算

博多港アイランドシティ地区国際海上コンテナターミナル整備事業の残事業の費用便益分析を費用便益比及び経済的内部収益率を分析指標として計算するものとする。また、便益、費用及び建設期間が想定される基本ケースからそれぞれ+10%~-10%の増減をした場合について感度分析を実施するものとする。なお、事業費等については、当局職員と別途協議するものとする。

6. 成果物

6-1 成果物

- (1) 業務完成図書の取りまとめ方法及び添付する資料については、当局職員と別途協議しなければならない。

6-2 業務完成図書

- (1) 本業務における業務完成図書は、電子データを電子媒体(CD-R)で1部提出しなければならない。「紙」による報告書は製本1部とする。なお、報告書製本の体裁は、紙ファイルのA4判を標準とする。

納入場所：福岡市中央区大手門2丁目5番33号

国土交通省 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所

7. 検査

- (1) 本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. 支払条件

- (1) 給付の完了の確認又は検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から15日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

9. その他

- (1) 本仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、当局職員と別途協議するものとする。

- (2) 仕様内容の全て、又は主たる部分を第三者に委任、若しくは請け負わせてはならない。